

奈良県告示第百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、勢野土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成三十年六月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の名、氏名及び住所

理事	岡島 三千男	生駒郡三郷町勢野西二一六―二七
〃	吉岡 裕之	〃 三一六―六
〃	岡田 和久	勢野東二一七―三三
〃	寺田 義一	勢野西二一一―二二
〃	梅本 健	勢野東二一一―一六
〃	辰己 京也	〃 六一二―一三
〃	森田 昌宏	〃 三一〇―三〇
〃	森田 誠一	〃 四一―二―五
監事	井上 幸司	勢野西二一三―四四
〃	大東 善美	勢野東四一六―一六

二 就任役員の名、氏名及び住所

理事	岡島 三千男	生駒郡三郷町勢野西二一六―二七
〃	岡田 和久	勢野東二一七―三三
〃	寺田 義一	勢野西二一一―二二
〃	梅本 健	勢野東二一一―一六
〃	辰己 京也	〃 六一二―一三
〃	森田 昌宏	〃 三一〇―三〇
〃	森田 誠一	〃 四一―二―五
〃	吉岡 義則	勢野西三一六―五
監事	井上 幸司	〃 二一三―四四
〃	大東 善美	勢野東四一六―一六